

3. 通所型サービス（独自）サービスコード表

【国基準通所サービス（国基準相当通所型サービス）】

基本部分		
イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者、要支援1 （1月につき 1,672単位）	
	要支援2 （1月につき 3,428単位）	
ロ 生活機能向上グループ活動加算		（1月につき 100単位を加算）
ハ 運動器機能向上加算		（1月につき 225単位を加算）
ニ 若年性認知症利用者受入加算		（1月につき 240単位を加算）
ホ 栄養アセスメント加算		（1月につき 50単位を加算）
ヘ 栄養改善加算		（1月につき 200単位を加算）
ト 口腔機能向上加算	（1）口腔機能向上加算（Ⅰ）	（1月につき 150単位を加算）
	（2）口腔機能向上加算（Ⅱ）	（1月につき 160単位を加算）
チ 選択的サービス複数実施加算	（1）選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善 （1月につき 480単位を加算）
		運動器機能向上及び口腔機能向上 （1月につき 480単位を加算）
	（2）選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	栄養改善及び口腔機能向上 （1月につき 480単位を加算）
		運動器機能向上及び栄養改善及び口腔機能向上 （1月につき 700単位を加算）
リ 事業所評価加算		（1月につき 120単位を加算）
ス サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援1（1月につき 88単位を加算） 要支援2（1月につき 176単位を加算）
	（2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1（1月につき 72単位を加算） 要支援2（1月につき 144単位を加算）
	（3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援1（1月につき 24単位を加算） 要支援2（1月につき 48単位を加算）
ル 生活機能向上連携加算	（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ）	（1月につき 100単位を加算） ※3月に1回を限度
	（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）	（1月につき 200単位を加算） ※運動器機能向上加算を算定している場合は、1月につき100単位を加算
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	（1）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	（1回につき20単位を加算） ※6月に1回を限度
	（2）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	（1回につき5単位を加算） ※6月に1回を限度
ワ 科学的介護推進体制加算		（1月につき 40単位を加算）
カ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき 所定単位×59/1000を加算）
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき 所定単位×43/1000を加算）
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき 所定単位×23/1000を加算）
	（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき （3）の90/100を加算）
	（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（1月につき （3）の80/100を加算）
コ 介護職員等特定処遇改善加算	（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき 所定単位×12/1000を加算）
	（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき 所定単位×10/1000を加算）

注	注
利用者の数が利用定員を超える場合	又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合
×70/100	×70/100

注
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合
- 376単位
- 752単位

注
所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計

支給限度額管理の対象の算定

「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）については、令和4年3月31日まで算定可能。
※令和3年9月30日までの間は、通所型サービス費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。